



United Nations
Educational, Scientific and
Cultural Organization

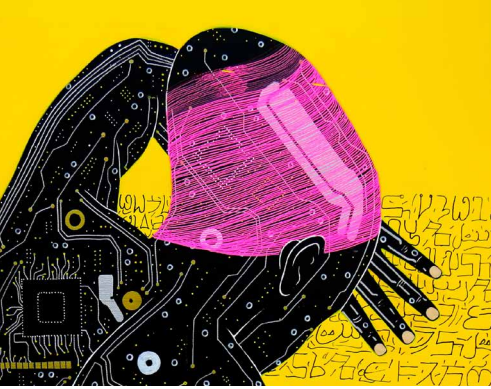


Diversity of
Cultural Expressions

創造性への貢献

2005年文化的表現の多様性の
保護及び促進に関する条約





持続可能な開発の中核である創造性

今日、文化クリエイティブ産業は全世界で年間2兆2500億米ドルの収入と2500億米ドル超の輸出を生み出しています。これらのセクターは、世界中に3000万近くの職を供給し、15歳から29歳の労働者を他のセクターよりも多く雇用しており、いくつかの国ではGDPの10%にも上ります。これらのセクターによって構成されるクリエイティブ経済は、先進国・発展途上国を問わず、通商戦略の主要な推進力です。そして、クリエイティブ・セクターで働く人々のほぼ半数は女性であり、彼女らの多くは文化的な職業以外の就労者より高水準の教育を受けています。

アーティストやクリエイターは、革新をもたらし、規範を問い直し、インスピレーションと娯楽を与えてくれます。彼らの仕事は、社会に元気を与え、自信と関わりを生み出し、多くの人々の日常生活をより良くします。彼らの革新的な発想や創造的表現により、人々の選択肢が広がり、別の未来への想像力を掻き立てられるような開発プロセスがもたらされます。このように、アーティストやクリエイターは、平和、民主主義、人権、基本的自由、ジェンダー平等、法の支配といった普遍的価値の普及に貢献しています。

過去20年以上にわたり、文化クリエイティブ産業は劇的な発展を遂げてきました。特に発展途上国において、この発展は顕著です。これらの国では、非公式な文化関連の制度、プロセス及び団体に依存しており、多くのアーティストや文化の専門家が国家の統治、規律及び投資機会の恩恵を受けられずにいます。また、デジタル・プラットフォームがクリエイターと消費者のために多くの新たな機会を切り開いた一方、巨大プラットフォームの市場集中と人工知能の独占のリスクも進んでいます。国家主権ならびに自国の文化クリエイティブ産業を促進するための公共政策を立案し、実施する能力は、こうした変化の挑戦を受けています。

デジタル環境におけるクリエイターに対する正当な報酬や世界中に根強く残る男女間の賃金格差といった新たな問題も見えてきます。

15歳から29歳の労働者の

20%

が文化クリエイティブ産業で働いています。



世界中の文化的な職種の

45%

を女性が占めています。

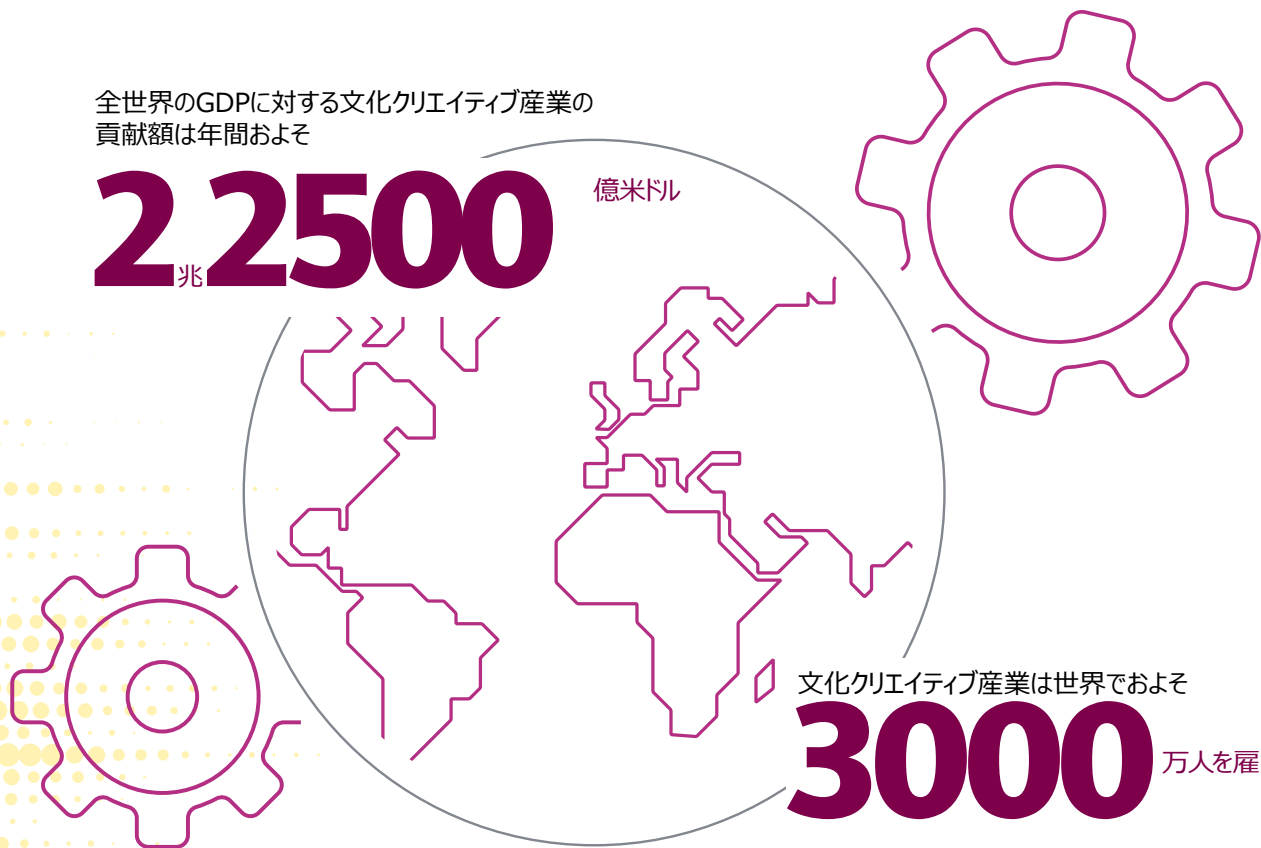


国際社会はこれらの問題に対処するための戦略的な枠組みとして、2005年に条約を採択しました。現在、世界中の大多数の政府がユネスコ文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約を批准しています。この条約は、文化クリエイティブ産業を活力があり強力なものとするべく支援するための政策や措置を導入する各国の権利を定めています。そして、**アーティスト、文化の専門家、クリエイティブ産業の当事者及び市民全員が、あらゆる文化的な製品やサービス及び活動を創造・生産・普及させ、享受するための行動計画を提案しています。**

最前線にある文化クリエイティブ産業

全世界のGDPに対する文化クリエイティブ産業の
貢献額は年間およそ

2兆2500 億米ドル



この条約は、次の4つの目標を達成するための戦略的枠組みと政府と非政府組織の協働を必要とする行動計画を規定しています。



目標1 文化の持続可能な統治システムの支援



目標2 文化的産品及びサービスのバランスの取れた流通の実現と
アーティストや文化の専門家の流動性の向上



目標3 持続可能な開発の枠組みへの文化の統合



目標4 人権及び基本的自由の促進



創造的な可能性の世界を開く 現代文化



2005年の文化多様性条約について知っておくべき **10** の項目

1. 文化政策は国家の主権的権利です

本条約は、様々な種類の立法・規制・制度・金融的介入を通じ、文化政策を採用して文化的表現の多様性を促進する措置を実施する各国政府の主権を認める初めての国際的な法的枠組みです。

2. メディアの多様性により文化的表現の多様性は促進されます

メディアの多様性を保証することは、多様性ある文化的表現の促進に欠かせません。本条約は、政府が公共メディアを支援すること、そして、報道機関の多様性を保証し、多様なコンテンツの製作を促進し、完全な編集の独立性及び報道の自由を保障する措置をとることを推奨しています。

3. デジタル・クリエイティビティに投資することが鍵です

本条約は、デジタル・クリエイティビティとイノベーションを支える政策及び施策の実施を求めることにより、デジタルに関する課題を提示します。これらの政策及び施策は、デジタル・リテラシー及びスキルを強化し、デジタル環境における芸術の自由を尊重します。

4. 文化のための持続可能な運営は参加型です

本条約は、政策の立案・企画・実施において多様な意見が積極的に取り入れられることを求めています。急速に発展する市場に関わるすべてのステークホルダー（利害関係者）の需要やニーズに応えるため、文化・教育・社会情勢・雇用・貿易に係る政府省庁が市民社会と協力し合うことが必要です。

5. 障壁のない流動性は国境を超えた協力に必要です

本条約締約国は、アーティストや文化の専門家の流動性を促進するための法的及び制度的な仕組みを導入する必要があります。ビザ手続きの簡素化や共同製作協定、アーティスト・レジデンシー、渡航助成金、輸出の機会促進といった国境を超えた文化的協力への障害を取り除く措置が求められます。

6. 文化的産品やサービス及び活動は通商協定における特惠措置を受けることができます

本条約は、文化的産品やサービスの持つ特異性を認識し、これらに対し、通商の一般規則の対象から除外することを認可します。各国政府は、貿易協定や投資戦略の交渉をする際、国内における文化の地位を向上するための政策や施策を採択できるよう、本条約を法的根拠として援用することが可能です。

7. 創造性への投資は持続可能な開発のための最優先課題です

本条約は、創造性への投資が発展のための優先事項であることを特定しました。そのため、すべての国の政府は国の開発計画に創造性の項目を盛り込むこととなります。世界レベルにおいては、各国が政府開発援助（ODA）を通じて創造性への経済的援助を提供し、文化的多様性のための国際基金（IFCD）に貢献し、発展途上国における人的及び組織的な人材育成強化のための技術支援プログラムを援助することとなります。

8. 女性による創造性への貢献が認識されなければなりません

重要で創造的な職務や意思決定できる立場にある女性が少ないこと、重大な賃金格差及び資金へのアクセスの格差等、女性が不利な状況にあるという問題に取り組まなければなりません。本条約は、すべての文化政策や施策においてジェンダーについての視点を盛り込むよう求めています。

9. 芸術の自由は創造性に不可欠です

芸術の自由や芸術的表現の多様性が制限されることは、文化的・社会的・経済的に重大な損失を引き起こします。そうした制限は、アーティストや文化の専門家の表現及び生活手段を奪い、観衆にとって危険な環境を生み出します。文化的表現の多様性は人権や基本的自由が保証されている場合に限り促進されると、本条約は認識します。

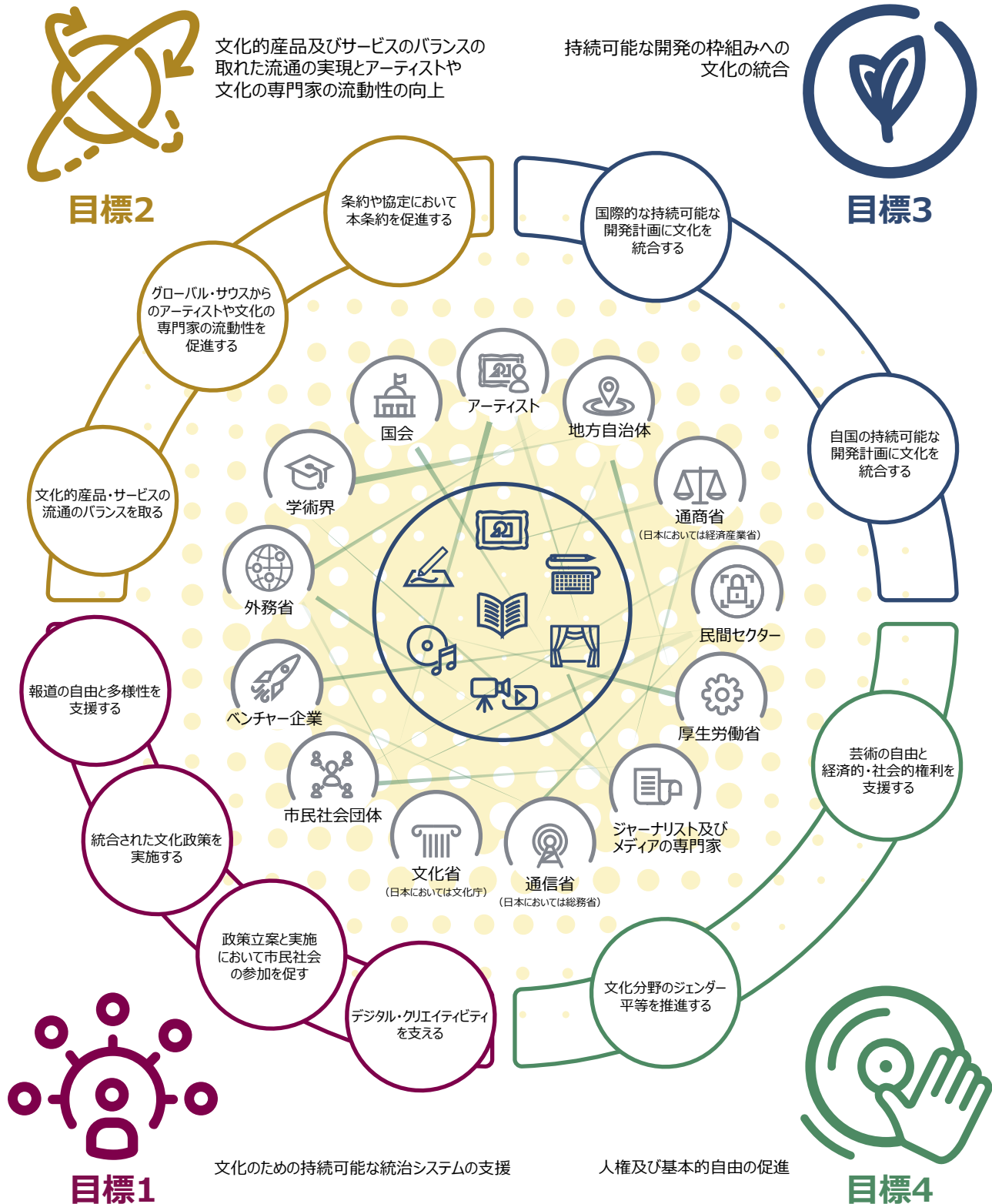
10. 文化政策は確固たるエビデンスと専門的知識によって『再 | 形成』されます

情報の共有及び透明性は、本条約の核心です。批准にあたり、各国には本条約を実施するために採択した政策や措置について報告することが求められています。4年ごとに提出されるこの定期報告は、市民社会とともに準備されます。主としてこの定期報告に基づき、ユネスコは『文化政策の再 | 形成』と題したグローバル・レポートを刊行し、優れた実践例を示し、お互いから学びあい知識を共有することを奨励しています。

文化クリエイティブ産業とは？

本条約は、文化クリエイティブ産業を、商業的価値の有無にかかわらず、アイデアやシンボル、生活様式を伝える文化的コンテンツを含む文化的産品、サービス又は活動を生産し供給するものと定義します。この定義は、言葉（文学）や、音（音楽やラジオ）、映像（写真、テレビ、映画）、動き（ダンス、演劇）あるいは物体（彫刻、絵画、デザイン）、その他あらゆる形式（ライブ、印刷、オーディオ・ビジュアル、デジタル）を通じて伝えられる文化的又は芸術的な表現に適用されます。オーディオ・ビジュアル/映画、視覚芸術、デザイン、メディア・アート、音楽、舞台芸術、出版という7つの分野は、本条約の文化的多様性のための国際基金を通じた経済援助の対象です。

開発のための創造性を発展させるため共に働く

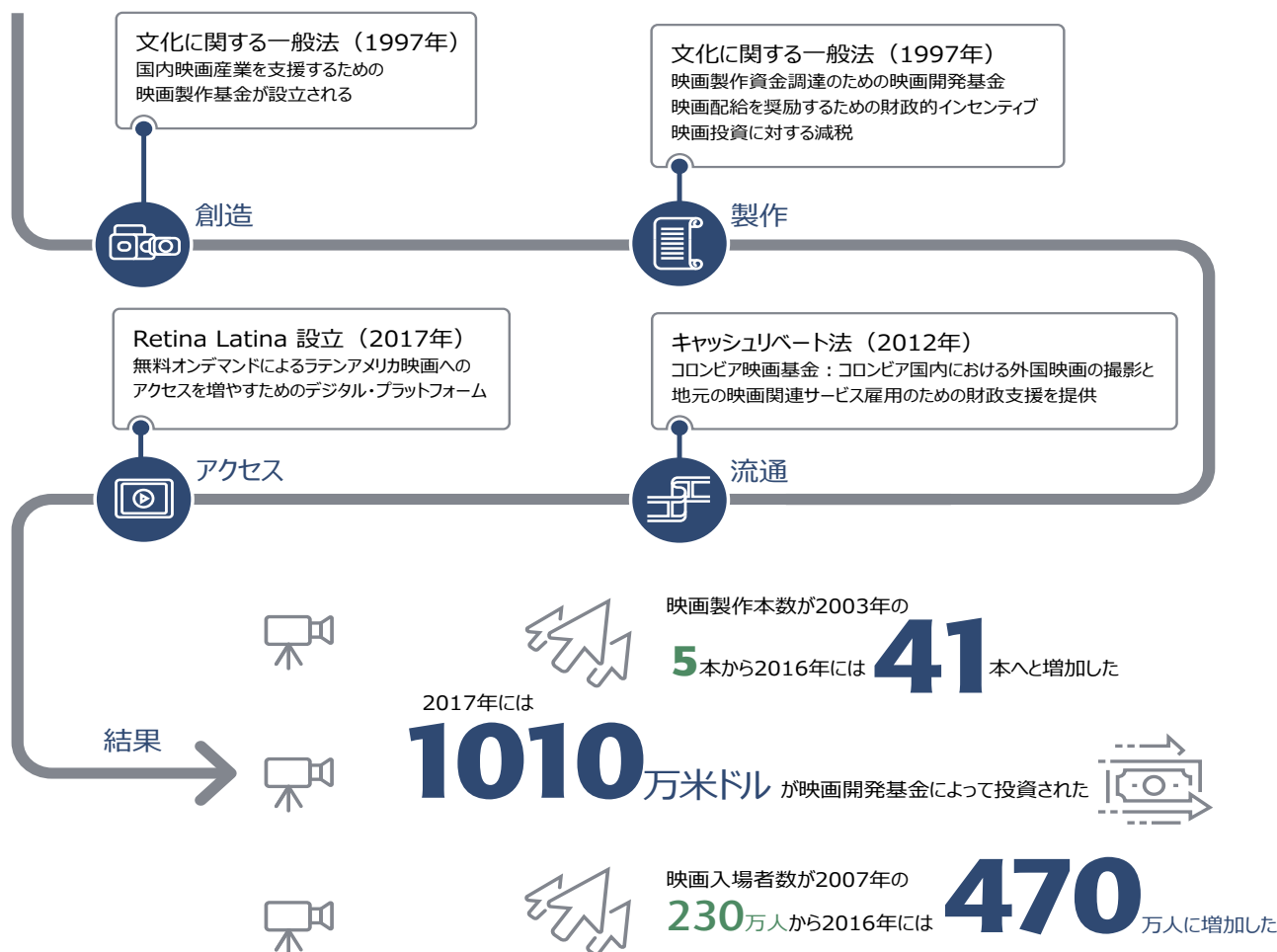




バリュー・チェーン（価値連鎖）： 統合的アプローチについて

本条約は、文化的産品・サービス・活動の創造・生産・普及・流通・享受といった文化的バリュー・チェーン（価値連鎖）の様々な段階に直接的な影響を与え、組織構造を強化する道具です。このモデルは、産業を強化し、その持続可能性を確実にし、将来的な政策決定に情報を提供するためいつでもどのようにこの産業に介入するか決定します。

文化的バリュー・チェーンの動き：コロンビアの映画産業





デジタル時代に一歩先を行く

文化クリエイティブ産業はデジタル・クリエイティブ経済の主要な牽引力であり、全世界のデジタル関連売上の2000億米ドルに貢献しています。新しい課題には、新しい答えが必要です。

デジタル環境において、創造性のための政策をどのように近代化できるか。

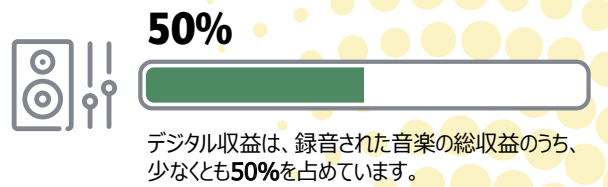
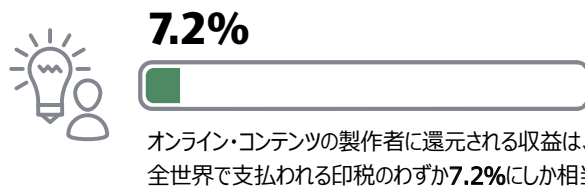
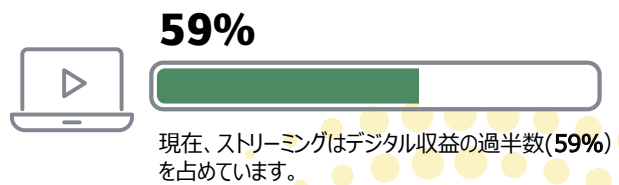
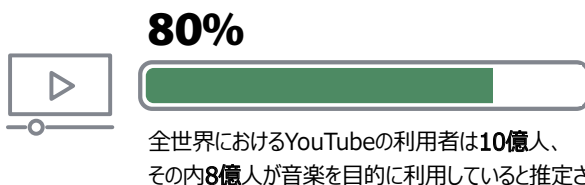
文化及び貿易の協定において、eコマース（電子商取引）をどのように考えるべきか。

どのように地元のデジタルに関わる人々を巻き込み、アーティストに対する公正な報酬を守ることができるか。

どのようにデジタル・ディバイド（情報格差）やデジタル環境の不均衡という課題に取り組むことができるか。

デジタル文化はますますハイパーリンクされ、マルチメディアに根ざし、インタラクティブなものとなりつつあります。新技術により、デジタル・コンテンツへのアクセスが開かれ、生産コストが削減され、露出度が高まり、革新的な資金調達を促進することで、創造性の飛躍的な拡大が可能になります。

新しいデジタル・クリエイティブ経済ではデータへのアクセスが鍵です

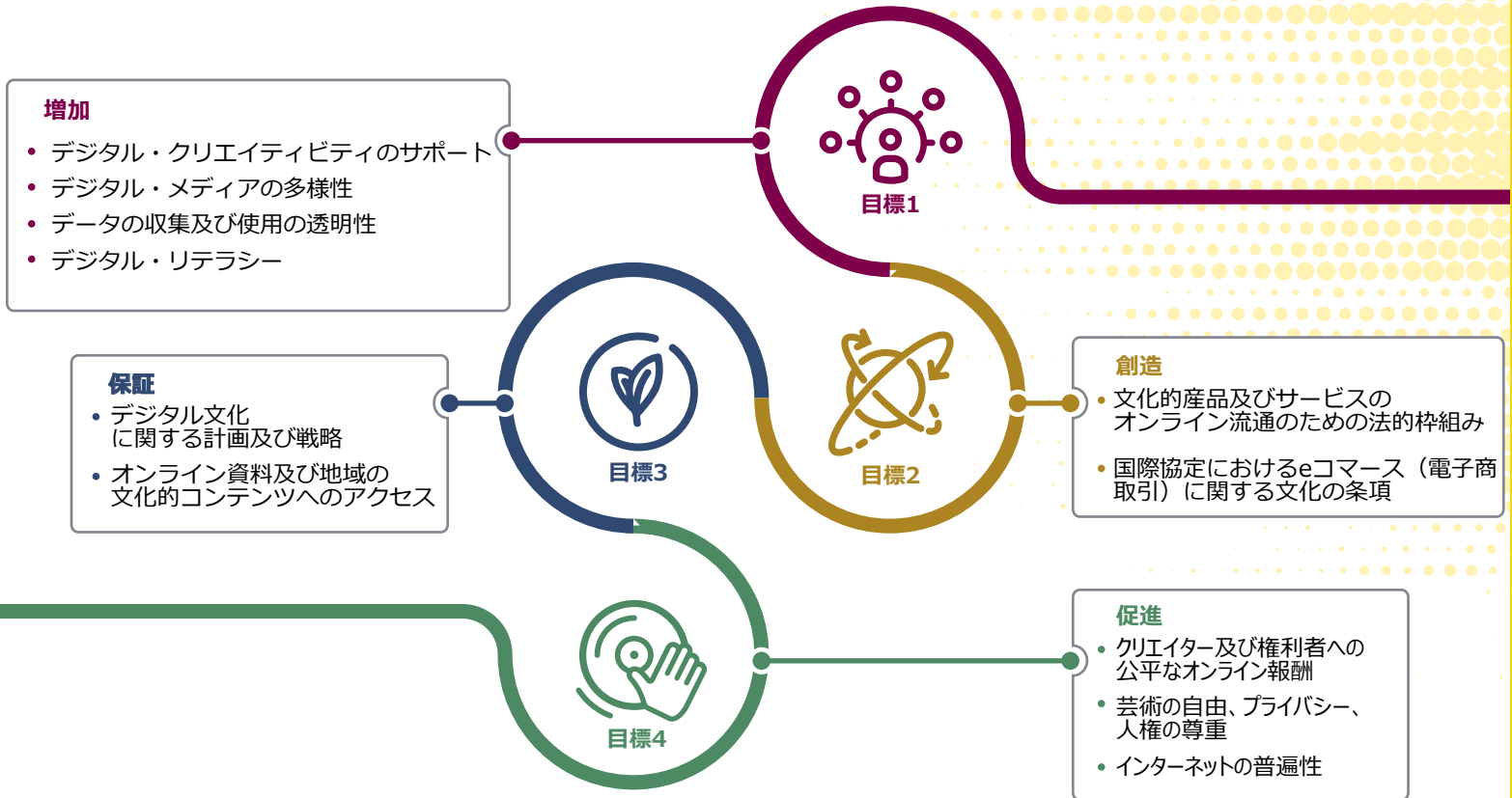


「10年間で私たちは、文化的なものへのアクセスが不足している時代から、大量のオンライン・アクセス時代へと移行しました。運用ガイドラインを採択したことで、ユネスコ及びその加盟国は、デジタルの世界においても多様性が保護されなければならないことを認識しました。」

オードレー・アズレー（ユネスコ事務局長）



デジタル時代において創造性をサポートする



しかし、大規模プラットフォームの台頭と市場集中、情報格差及び不十分なデジタルメディア・リテラシーによって、アクセスや機会を損なう恐れがあります。また、著作物の海賊版化という権利侵害も、引き続き大きな問題です。AI（人工知能）の出現は、グローバル・サウスにおいて文化クリエイティブ産業を活性化しデジタル格差を是正するという側面がある一方、文化的バリュー・チェーン（価値連鎖）に劇的な変化をもたらし、アーティストの権利を侵しかねません。デジタル環境における文化的表現の多様性を促進する運用ガイドラインを採択したことにより、本条約締約国はデジタルに関する課題の重要性を認識しています。ガイドラインは、アーティスト及び文化の専門家に対する公正かつ公平な報酬が確保され、デジタル環境における本条約の理解・解釈・実施のための戦略的枠組みを提供します。

人工知能の時代

人工知能、すなわちAIを通じて新しいコンテンツを生み出すアプリケーションは、アーティストやプログラマー、エンジニア、数学者、建築家、デザイナー、コンピューター・アニメーター等によって利用されています。しかし、データを管理し人工知能を独占している大規模プラットフォームの台頭と市場集中に対処しなければ、公共セクターはクリエイティブ産業における影響力を失いかねません。文化事業に取り組む起業家が、機会均等の保証と、多様でダイナミックな市場を実現するために必要なトレーニング、資金調達への機会、インフラ及び設備機器等へのアクセスを確保することが極めて重要です。適切に使用されれば、AIの創造性をすべての人のために役立てることで、デジタル格差の是正と文化的生活への積極的な参加が促進されます。



均衡の取れた グローバル市場を目指して

現在、世界の文化的産品及びサービスの取引は不均衡な状態にあり、発展途上国で生産された文化的産品の輸出は全体の30%未満です。また、渡航制限が増加しているため、アーティストや文化の専門家が作品の製作や公演を行える国のアクセスにも不均衡が存在します。この問題は特に発展途上国のアーティストにとって顕著です。

アクセスの公平性、均衡の取れた文化的産品及びサービスの輸出入及びアーティストの流動性は、本条約を実施するための重要な条件です。そのために各国は、グローバル・サウスのアーティストや文化の専門家を「優遇」する特別な法的枠組みや規制を設けることになっています。これこそが、本条約が持つ大きな可能性に殆ど手がつけられていない領域です。

貿易協定等に当初定められた特惠待遇に関する条項は、発展途上国からの商品には低い関税をかけるように先進国に促すものでした。今日、特惠待遇は、発展途上国から産出される文化的産品やサービスに対して、先進国が付与する様々なタイプの優遇措置を指します。これらの特惠待遇には、「内国民待遇」に関する条項が含まれ、通常は国内の産品及びサービス用に確保されている資金制度を発展途上国に利用する権利を与えたり、途上国の産品等が「国内コンテンツのクォータ制」に含まれるようにするものがあります。

本条約の締約国は、グローバル市場へのアクセスが公平なものになるよう、先進国と発展途上国間における移動の自由に対する障壁というさらなる課題にも取り組んでいます。特惠待遇措置は、流動性、すなわち移動に関する障壁をなくすことを目指すことです。例として、アーティストや文化の専門家に対する特別ビザの発行及び発行手数料の減額等があげられます。

特惠待遇とは何か？

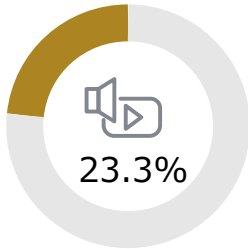
本条約第16条は、先進国に対し、適切な制度上及び法的な枠組みを通じて、発展途上国のアーティスト、その他の文化の専門家と実践者ならびに文化的産品及びサービスに対して特惠待遇を与えることにより、途上国との文化交流を促進することを求めています。

特恵待遇の導入

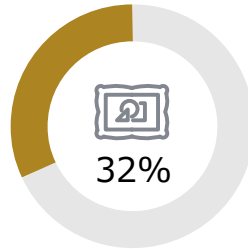
文化的産品やサービスの輸出入は不均等です

発展途上国の貿易シェア

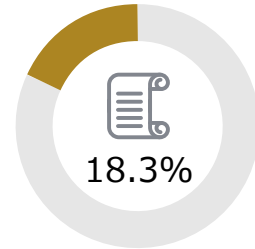
オーディオ・ビジュアルと音楽



視覚芸術



出版物



アーティストの流動性

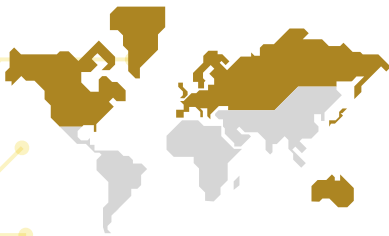


グローバル・サウスの
パスポート保持者がビザ無し
で入国できるのは

わずか

75

か国



それに対して、
グローバル・ノースの
パスポート保持者は

156

か国

しかし、この不均衡は特恵待遇によって改善できます

流れ

- 文化的協力協定
- 税額控除
- 二重課税防止協定
- 共同製作・共同流通協定
- 財政的支援
- 低コストでの原材料・備品の輸入
- 輸入割当の低減

流動性

- 入国・滞在・一時就労ビザ
の手続き簡略化
- ビザのコスト削減
- アーティスト・レジデンス
- 財政的なインセンティブ



ジェンダー間の平等のために 差別の壁を取り除く

女性は世界中のクリエイティブ・セクターにおいて存在感を増しつつあり、文化的産品及びサービスの主要な消費者です。しかしながら、文化の専門家及び意思決定のポジションにいる女性の数は未だに限定的です。また、収入格差や不安定な雇用状態がいつまでも続いています。

「ゲートキーピング」といった女性を締め出す仕組みは、特定の文化的職業や産業においてジェンダーの不均衡を維持しています。文化的教育や人材育成(60%)、書籍や出版関係(54%)等の分野で働く女性は男性より多いものの、オーディオ・ビジュアルやインタラクティブ・メディア(26%)、デザインやクリエイティブ・サービス(33%)等の分野では女性が少ないことをデータは示しています。

本条約は、アーティスト及び文化的産品やサービスの生産者として働く女性を支援する政策及び措置を取るよう求めています。これには、女性が創造し、文化的生活に参加し貢献する権利を認めることが含まれています。

これを達成するため、本条約は、法律上・規制上・組織上の措置を必要とする統合的な政策をとることにより、ジェンダー間の不平等が生み出す様々な課題に取り組むための他に例をみない機会を提供します。例えば、「同一労働同一賃金」の原則の適用強化や、創造のための資金への平等な利用権利の提供等が含まれます

女性の**7%**が複数の仕事を
掛け持ちしているが、文化的分
野においては

10%

女性の**24%**が自営業
者であるが、文化的分野におい
ては

34%

国立芸術関連機関や学術団体、
評議会等で、トップに立ってい
る女性はわずか

31%

「女性たちは、自らの輝かしい多様性において、自らが消費する文化に自身の姿が反映されることを望んでいます。私たちは、意思決定者達がそのことを認識する世界を創らなければなりません。私たちは、女性が男性と同じように意思決定者になることができる世界を創らなければなりません。私たちは、女性がシナリオを書き、監督し、製作した映画を見ることがごく普通で当たり前のことである世界を創らなければなりません。」

チママンダ・ンゴズィ・アディーチェ





United Nations
Educational, Scientific and
Cultural Organization



Diversity of
Cultural Expressions

持続可能な開発目標 の実施

文化や創造性及び芸術的革新は、発展と開発の原動力であり成功のための要因です。2005年の文化多様性条約は、開発政策への文化の統合に締約国を拘束する唯一の国際合意として、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けて積極的に取り組んでいます。

これらを達成するため、本条約は4つの目標を立てています。



目標1 文化のための持続可能な統治システムの支援



目標2 文化的産品及びサービスのバランスの取れた流通の実現とアーティストや文化の専門家の流動性の向上



目標3 持続可能な開発の枠組みへの文化の統合



目標4 人権及び基本的自由の促進



文化を通じて持続可能な開発目標を 実施するためのヒント

5 ジェンダー平等を
実現しよう



目標4

人権及び基本的自由の
促進



実施するためのヒント

公共の芸術資金調達計画にジェンダー平等の
基準を導入する

文化クリエイティブ産業における女性のための
リーダーシップ及び指導プログラムを確立する

文化セクターにおけるジェンダー平等を追跡
調査するための男女別データを収集する

4 質の高い教育を
みんなに



目標1

文化のための持続可能な
統治システムの支援



実施するためのヒント

失業中の若者が文化クリエイティブ産業に
おいて役立つスキルを身に付けるための職業
訓練プログラムを作成する

デジタルハブ、インキュベーター、コンピュ
ーター・クラスターに資金を提供し、若者が
技術的スキルを獲得できるようにする

アーティスト・レジデンシーの企画

17 パートナーシップで
目標を達成しよう



目標2

文化的製品及びサービスのバランスの
取れた流通の実現とアーティストや
文化の専門家の流動性の向上



目標3

持続可能な開発の枠組みへの
文化の統合



実施するためのヒント

発展途上国において文化クリエイティブ産業を国家開発計
画に統合する人材育成プログラムを支援する

発展途上国における文化的・創造的産業を国家開発計画に
統合する能力向上計画を支援する

文化に関連する統計及び地域の統計専門家養成のための
国家的枠組みを策定する発展途上国に技術的支援を
提供する

文化的製品及びサービスの輸出を増やすための
法的及び規制上の枠組みを策定する

8 働きがいも
経済成長も



目標 1

文化のための持続可能な
統治システムの支援



目標2

文化的産品及びサービスのバランスの
取れた流通の実現とアーティストや
文化の専門家の流動性の向上

目標3

持続可能な開発の枠組みへの
文化の統合



実施するためのヒント

文化セクターにおける貿易のための援助への公約と支出を増加させる
文化クリエイティブ産業の中小企業における職業紹介制度を確立する
デジタル環境における文化クリエイティブ産業のために、
新しい資金調達方法を提供する

10 人や国の不平等
をなくそう



目標2

文化的産品及びサービスのバランスの
取れた流通の実現とアーティストや
文化の専門家の流動性の向上



実施するためのヒント

文化的産品の輸入について、発展途上国の
文化に関連する企業に税額を控除する
発展途上国からのアーティスト及び文化の専門家
に、より低額なビザ発行手数料等を設定する
グローバル市場へのアクセスを支援するため
の輸出に関わる部署を設置する

16 平和と公正を
すべての人に



目標 1

文化のための持続可能な
統治システムの支援



目標4

人権及び基本的自由
の促進

実施するためのヒント

文化政策を共に策定し、その効果をモニタリングするた
めに政府及び市民社会団体による共同委員会を設置する
芸術の自由及び報道の自由に対する違反行為を
監視するための独立した団体を設立する
芸術の自由に関する法的知識を養うための
人材育成プログラムを設計する



United Nations
Educational, Scientific and
Cultural Organization



Diversity of
Cultural Expressions

文化的表現の多様性を保護し促進することは、持続可能な開発に貢献します。そのため、2005年の文化多様性条約は、持続可能な開発目標の達成に向けて積極的に取り組んでおり、開発の補完的な経済的及び文化的側面を支援する方法を探求し続けます。

<http://en.unesco.org/creativity>



持続可能な開発目標



芸術の自由は 贅沢ではありません

人権と芸術の自由に対する脅威は、文化的表現の多様性を損なわせ弱体化すると同時に、個人の幸福と生活の質を低下させます。アーティストや文化の専門家、特に紛争状況にある人々にとって、これらの脅威は彼らの命や暮らしを危険にさらす可能性があります。脅威は、政府、企業、政治や宗教その他団体による検閲から、投獄、恐喝、さらには殺害まで多岐にわたります。一部の政府及び組織等は、これらに対し、危険にさらされているアーティストを保護するために国際避難都市ネットワーク（ICORN）やSafeMUSEといった安全な避難所を設置しました。

デジタル環境もまた、権利と自由新たな脅威をもたらしました。その中には、アーティストを脅し活動をやめざるを得なくするオンラインの「トローリング」もあります。デジタル監視の拡大は、芸術の自由にも悪影響を及ぼしています。本条約は、「人権と、表現・情報・コミュニケーションの自由等の基本的自由、そして個人が多様な文化的表現にアクセスすることが可能であることが保証されている場合にのみ、文化的多様性は保護され促進される」と記しています。

本条約とその指針は、法律や政策及び措置が芸術の自由を促進し保護することを促します。すなわち、

- 検閲や脅迫を受けずに創作する権利
- 結社の自由に関する権利
- 芸術作品が支援され、流通され、対等な報酬を得る権利
- 社会的及び経済的権利の保護に関する権利
- 移動の自由に関する権利
- 文化的な生活に参加する権利

本条約は、モニタリング（状況を把握・検証するために観察・監視すること）及び擁護、啓発の強化を支援するための重要な鍵です。そのため、芸術の自由は、ユネスコのグローバル・レポートにおいて、本条約の実施を評価するための監視が行われる分野の1つとなっています。また、加盟国、国際的なアーティスト団体、人権機関、裁判官及び検察官間のパートナーシップは、効率的な行動を確実にするために不可欠です。

「この極めて重要な条約は、表現の自由と多様な文化へのアクセスを育成し支援することの重要性を強調しています。本条約は私たちアーティストにとって貴重な資源であり、なぜ私たちの社会にとって大切なのかということについて、より多くの人々が気づき、話しあって欲しいと願っています。」

ディーヤ・カーン



ディーヤ・カーン、創造性と芸術的自由のためのユネスコ親善大使

ディーヤ・カーン（ノルウェー）は、高く評価される音楽プロデューサー兼ドキュメンタリー映像作家及び女性の権利の擁護者です。特にアーティストと彼らの表現の自由を擁護するため、本条約に関するアドボカシー（擁護すること）と啓発を支援するユネスコ親善大使に任命されました。



インパクトを与える



アーティストの流動性・バルバドス

地元音楽の輸出促進のため、IFCDはバルバドスのアーティストがアメリカ合衆国で行われる全米キャンパス活動協会（NACA）会議に参加できるよう支援しました。このプロジェクトは、さらに6人のミュージシャンを援助するパートナーシップ、そして音楽起業家協会（AME）とNACAの3年契約に発展しました。このプロジェクトにより、現在、ミュージシャンたちは海外に向けて彼らの音楽を輸出しています。



若者・グアテマラ

IFCDは、グアテマラのオーディオ・ビジュアル・セクターにおける小規模な取組を支援しました。100人以上の文化事業に取り組む若い先住民起業家たちが、オーディオ・ビジュアル分野における創造と生産に関する研修を受けました。「私はオーディオ・ビジュアルに関わる仕事は真の就労機会であると考えるに十分な知識を得ました」とタマリート・プロダクシオネス社で働くニクテ・エルナンデスは言います。



政策の監視・コロンビア

コロンビアでは、ユネスコと政府が協働し、省庁間の連携を強化そして市民社会を動員することによって、政策に関する対話のためのプラットフォームを構築しました。この努力によって、本条約の実施に関するコロンビア最初の定期レポートの提出につながりました。また、コロンビアの文化クリエイティブ産業の発展・強化を目指す「オレンジ法」を採択（2017年4月）する動きにはずみをつけました。



起業家精神・ パキスタン

ユネスコの支援で、パキスタンの若い起業家たちは初めて、デジタル・クリエイティブ産業のための革新的なビジネスモデルとネットワーキング能力向上のために集い議論する機会を得ました。ローン及びビジネス・インキュベータ施設等へのアクセス、事業計画の企画、文化的産品及びサービスの輸出、研究と開発、営業・マーケティング技術、若い専門家への指導等についても議論しました。




持続可能な開発戦略・ ベトナム

ユネスコは政府と非政府の文化関係者、産業界のステークホルダー（利害関係者）とメディアを含む参加型の協議を支援し、「クリエイティブ・ベトナムー成長、競争力、独自性戦略のための枠組み」を打ち出しました。この戦略は後に、文化的産業をベトナムの国家経済の重要な構成部分にしようとする「2030年までを視野に入れた、2020年に向けたベトナム文化的産業発展のための国家戦略」へと発展しました。



アーティストの地位・ モーリシャス

アーティストの地位を専門職とするための新たな法律策定のため、ユネスコはモーリシャスで技術的支援を提供しました。担当省庁、アーティスト、機関を集めたコンサルテーションを通じ、芸術文化省はアーティストの専門的地位を定め、彼らの経済的、社会的労働条件を改善し、同国の持続可能な開発におけるアーティストの役割を認知するための議論を推進しました。



デジタル技術・セネガル

IFCDは、マルチメディア・アートを専門とするセネガルの非政府組織（NGO）ケル・チオサーヌを支援しました。同NGOは、150人以上の地元アーティストに、マルチメディア・ツールを利用した芸術的表現の創造方法及び国内・海外市場へのアクセス方法について、研修ワークショップ及びアーティスト・レジデンシーを提供しました。このプロジェクトは、若者に対して即効的な効果をもたらしました。そればかりではなく、ダカールがメディア・アート分野のユネスコ創造都市に認定される道を開き、同国はアフリカにおけるデジタル・アート創造のための重要なハブになりました。

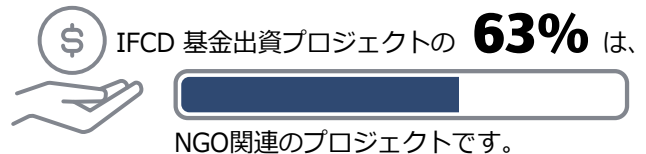
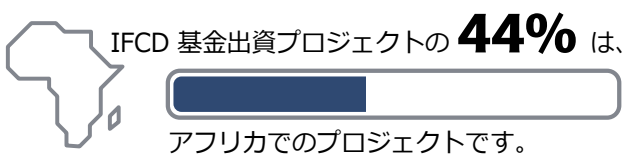


文化的多様性のための国際基金

文化的多様性のための国際基金(IFCD)は、文化多様性条約の締約国である発展途上国において、ダイナミックな文化セクターの発展を促進する文化多様性条約のもとで作られた複数の拠出者による任意基金です。この基金の目的は、創作活動への投資を通じて、持続可能な開発及び貧困削減を促進することです。

グローバル・ノースとグローバル・サウスが協働することにより、IFCDは国際協力の強力な実例となりました。その結果、創造性への投資がいかに雇用を刺激し収入を増加させるかだけでなく、地元や地域市場へのアクセス向上に貢献するかが、明らかになりました。基金の設立以来、IFCDは文化政策の策定や実施、文化に関する起業家の育成、文化産業の調査や新たな文化産業のビジネス・モデルの構築に貢献してきました。

基金はユネスコ加盟国や個人、民間セクターの拠出によって成り立っています。



アフリカからの声

「IFCDなくして、地方自治体は文化の可能性に関心を持つことができなかつたであろうし、他の資金から容易に恩恵を受けることはなかつたでしょう」

(コートジボワール、ヤブゴン町)

「IFCDによる出資を受けた効果測定研究は、公共セクターの芸術作品買い上げに関する新法を広めるための手段となりました」

(ブルキナファソ文化省)

「文化への取組みはIFCDプロジェクトの結果、根本的に変化しました。文化はもはや発展と最もつながりが弱い存在ではありません。文化はGDPに積極的に貢献するものです」

(トーゴ芸術文化省)

文化多様性のための国際基金(IFCD)



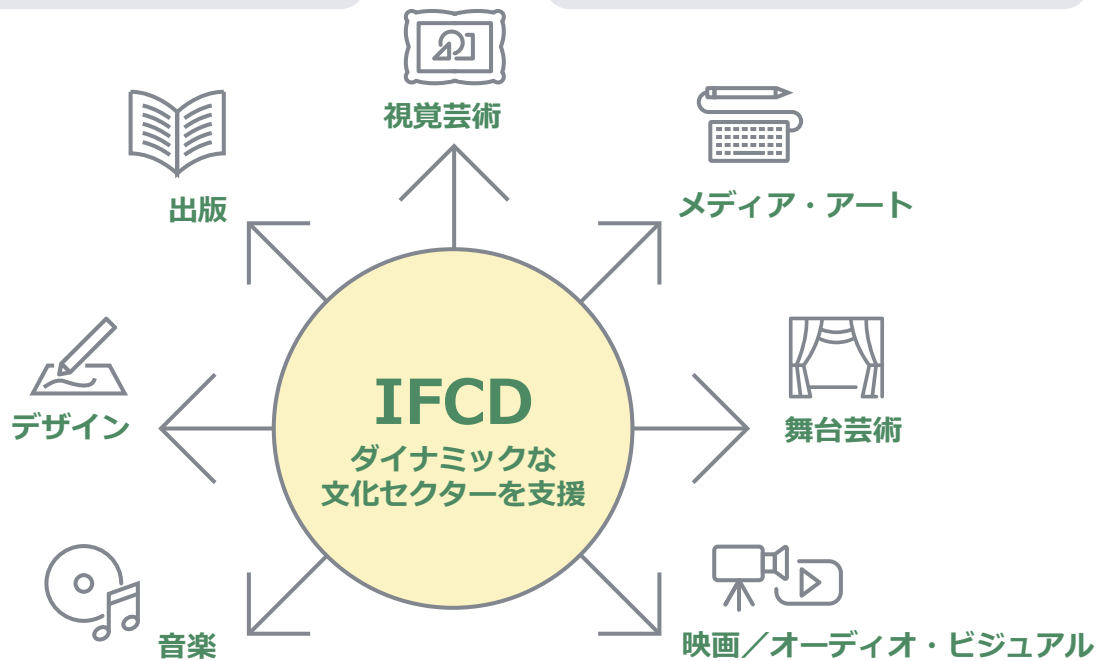
IFCDに申請できるのは

- 公的機関や公共施設、国際NGO及びNGO
- 文化分野で活動している民間セクターの中小企業



基金提供のルール

- プロジェクトの期間は12～24ヶ月程度
- 最大で100,000米ドル



IFCDを支援するには

- 文化多様性条約の締約国による任意拠出
- 民間セクター及び個人による寄付



期待できる効果

- 若者や女性のエンパワメント
- 地域の文化政策の強化
- 新たなビジネス・モデルの構築
- クリエイティブ・セクターの強化
- 市民社会の参画向上



関係者の役割

国際条約として、本条約は国際連合の規則及び手続きの枠組みの中で運用されます。本条約に批准するすべての国は「締約国」と呼ばれ、共に「締約国会議」を形成します。

24名の代表が「政府間委員会」と呼ばれる運営機関に任期4年で選出されます。彼らは共同して、本条約の運営機関を代表します。市民社会団体は、重要な役割を持ち、文化政策及び国際協力の未来について、運営機関による決定事項を具体化します。

ユネスコは、事務局を通じ、(1)本条約の締約国に対して国際的な議題を設定し、実施すること、(2)調査及び分析を通して決定内容を通知すること、(3)IFCDを通して政府及びNGOに資金を提供すること、(4)人材育成及び技術援助を提供するフィールド・ミッションを運営すること、(5)本条約の義務を果たすためステークホルダー（利害関係者）へアウトリーチ、を行う責任があります。このダイナミックな規範手段を通して、ユネスコは文化クリエイティブ産業に関する課題についての国際的な議論を先導します。

締約国会議 (CoP)

- 本条約に批准した各国政府の総会
- 主要なマネジメント、運営及び戦略的な決定
- 政府間委員会のメンバーの選出
- 運営指針の承認
- 本条約の全締約国から構成
- 2年毎に開催

政府間委員会 (IGC)

- 締約国会議での決定を実行する運営機関
- 文化的多様性のための国際基金によって資金援助を受ける計画の決定
- 本条約の24の締約国の代表者から構成（4年の任期）
- 毎年開催

ユネスコ事務局

- 意思決定を支援し、運営機関の優先事項を実施する
- 人材育成及び技術援助プログラムを通じた本条約の実施を支援
- 政策研究及び分析の実施

文化多様性条約

市民社会フォーラム

- 本条約の目標を達成し、批准を推進するための基本的パートナー
- 4年毎の定期報告への参加
- 運営機関の意思決定過程への積極的な参加
- 国レベルでの文化政策の策定及び実施への参加

各国の窓口

- 本条約批准時に締約国により指定
- 本条約関連情報を収集し、関連省庁・公的機関・市民社会団体と共有
- 定期報告書提出（4年毎）にかかる作業の調整
- IFCDへの資金調達のためにユネスコと協働



需要に応じた人材育成

文化クリエイティブ産業における、専門的な知見や情報及びツールの需要は益々大きくなりつつあります。ユネスコはそのコア・ミッションとして、透明性の高い参加型の政策形成を支えるべく、締約国に対して人材育成及び技術援助を提供しています。本条約の人材育成プログラムの主たる目標は、文化的表現の多様性の促進にかかる政策及び施策立案に必要な人的・制度面における能力強化、専門知識の共有及びスキルの向上です。それは、政治的意思やステークホルダー（利害関係者）の関与を必要とする包括的で長期的なプロセスです。また、効果的な政策実例に関する情報交換及び南南協力を通じた、同様の立場にある者同士の学び合いも含まれます。

本条約の世界規模の人材能力開発プログラムは、以下のような項目を支援します：



政策立案及び実施

（文化セクターの調査、
政策の精査・改正等）



政策のモニタリング及び評価

（指標の作成、データ収集、
定期報告等）



プロジェクト開発

（プロジェクト企画・
実施・効果検証等）

グローバルな人材能力開発プログラムを提供するため、本条約事務局は、養成研修ツールや教材を開発し、指導プログラムやコーチングを通じて技術援助を行う国際的な専門家グループであるエキスパート・ファシリティと協働しています。

エキスパート・ファシリティ

エキスパート・ファシリティは、本条約の批准及び実施を支援するためユネスコ事務局によって創設されました。技術援助に関する助言、短期・長期的な人材育成に関する助言及び指導、コーチング等、様々な手法を通じた国レベルでの介入を提供します。専門家は、ユネスコの様々なツールや研修資料に精通しており、現地の状況に応じて対応します。

人材育成プログラムを支援するドナー協定に参加しましょう



デンマーク



EU



ドイツ



ノルウェー



韓国



スペイン



スウェーデン

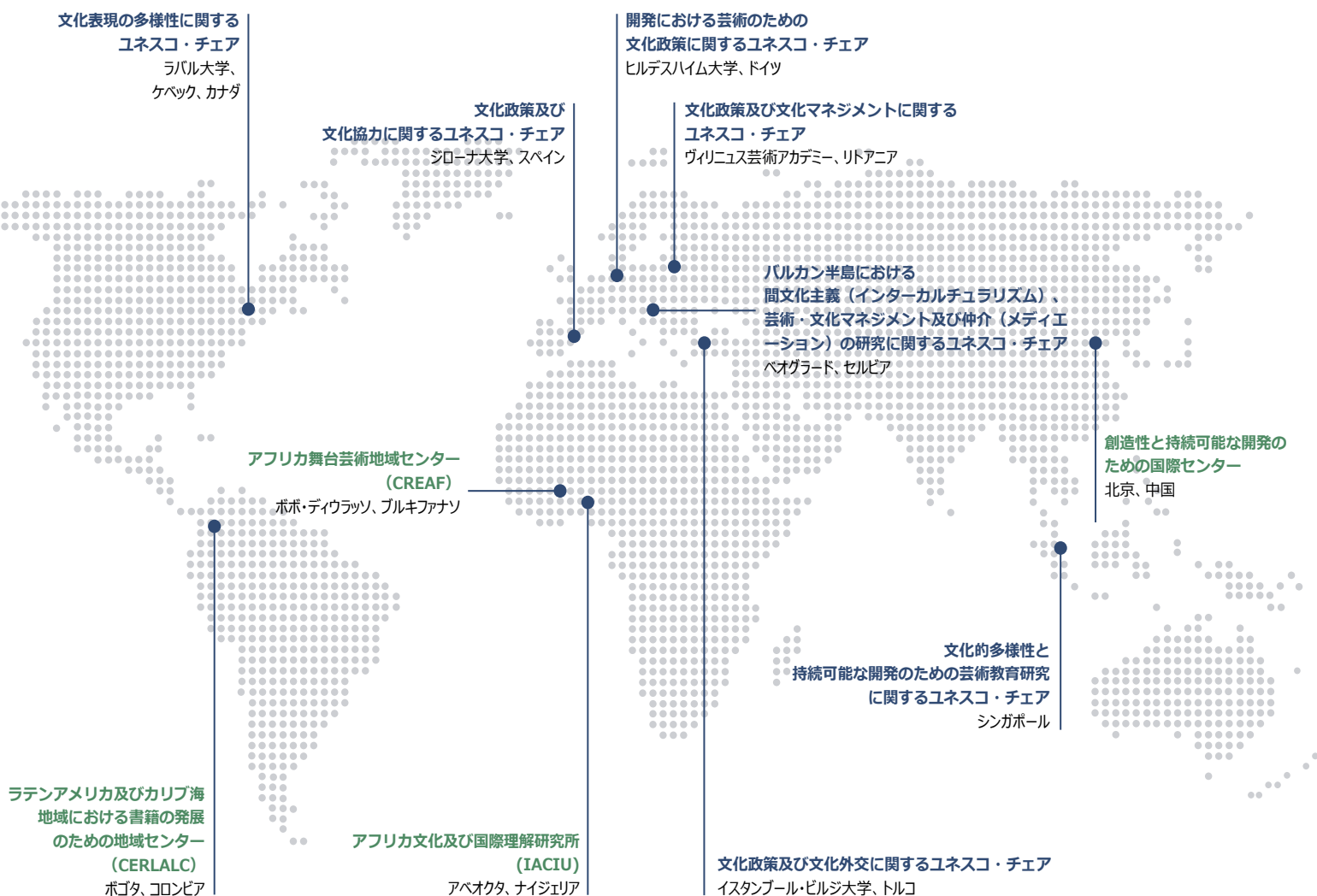


協賛パートナー

1990年代後半、貿易ルールの拡大がいかに文化政策の立案を制約し、文化産業にマイナスの影響を与えるかという議論が高まっていた中、NGO、文化クリエイティブの専門家及びアーティスト自身らが行動を取りました。市民社会と国家は、本条約の擁護及び発展のため、協働し、彼らとともに、本条約の採択と実現に向けて取り組みました。

今日、本条約の実施において、**市民社会**は極めて重要な役割を担っています。条約第11条では、本条約を実施するため、締約国は「文化的表現の多様性を達成するためには市民社会の基本的役割を認知し」、「市民社会の積極的な参加を促進する」ことに同意しています。市民社会団体は、政策の策定や実施プロセスにおいて、国内外問わず、中心的役割を担っています。

専門化されたユネスコ・チェアや地域センターといった**国際的なネットワーク**が設立され、人材育成、知識共有及び研究を通じた文化多様性条約の実施に寄付しています。ユネスコ・チェア及び地域センターは、地域的・国際的協力を促進させるため、技術援助や数々のサービスを提供しています。





なぜ批准すべきか？

文化多様性条約の批准は、文化的表現の多様性を保護し促進するため、国際的な動きにおけるすべての声に耳を傾けるための極めて重要な第一歩です。各国政府は、本条約を国内法令に解釈しなおすことが求められます。これらの締約国は、アーティスト、文化の専門家及び市民がその利益を享受すべく、将来的な文化的政策立案及び国際的文化協力を形作る決定をつかさどる、ユニークで国際的な連合体を形成します。

文化多様性条約に批准することの利点

文化多様性条約に批准した後、



政府は…

- 将来に向けて文化政策を『再|形成』するための国際的なアジェンダを設定できる
- 貿易協定における文化的産品及びサービスにかかる免除条項を交渉するにあたり、条約を行使できる
- 多様な文化的産品及びサービスの創造、生産、流通及びアクセスを支援する自国の政策及び施策を採択できる
- ユネスコの人材育成プログラム及び技術援助プログラムを利用できる



民間セクターの起業家は…

- 文化クリエイティブ産業のための組織的な制度の枠組みの恩恵を享受できる
- 文化事業に関連したビジネス起業スキル及び通商の機会を支援するプログラムや施策を活用できる
- 世界各国の市場への参入の機会向上による利益拡大を期待できる



アーティスト、文化専門家は…

- 特恵待遇措置を通じ、より高い流動性及び市場参入による恩恵を享受できる
- 芸術的表現の自由、経済的・社会的権利の保護、ジェンダー平等、メディアの多様性が尊重される環境で就労できる
- 現代の文化的表現の保護に関する更なる政策及び施策を提唱できる



市民社会は…

- 国内及び国際的なレベルでの、文化政策の将来に関する議論及び決定プロセスに貢献できる
- 文化的多様性のための国際基金（IFCD）への資金申請が可能になる
- 政策立案・モニタリング・実施への参加に必要なスキル及び能力を得られる
- 現場の活動を強化するために、国際的なネットワークを頼れることができる

文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約批准から国際フォーラムにおける促進まで

文化多様性条約は必ずしも他の国際的コミットメントより優先されるものではないにしろ、締約国は他の国際フォーラムにおいて本条約の目標と原則を促進するために協働することを約束するものとします(第21条)。これは、文化的産品及びサービスの独特な性質を反映した貿易協定への革新的な交渉のアプローチを実現する鍵となります。



参加しましょう！

条約を機能させることはすべての人の責任です。
様々な方法で参加できます。

1. 条約に批准しましょう

国会議員、ネットワーク、ビジネス・パートナーを動員して、このユニークな国際社会に参加し、文化を持続可能な開発の中心に置きましょう。

2. 市民社会フォーラムに参加しましょう

市民社会フォーラムのメンバーとして認定されている100以上の非政府組織に加わり、運営組織の活動に参加して、市民の懸念する事案に国際的なレベルで各国政府の関心を向けさせましょう。あなたも、政策の監視やプログラムの実施を助け、文化の運営並びに文化の運営に関するより高い透明性と説明責任の向上に貢献できます。

3. データと情報を共有しましょう

知識を共有し、世界中の優れた実践例から学び、様々なプラットフォームで政策について意見交換を行いましょう。本条約の政策監視ツールは、文化政策及び施策の宝庫です。また、あなたの国における本条約の実施に関連するあらゆる種類の文書、情報及びデータをアップロードし共有することができます。

4. あなたの専門知識を提供しましょう

ユネスコ事務局は、「エキスパート・ファシリティ」の専門家を補充するため、定期的に国際的な公募を行っています。この非常に有能で多様な専門家集団は、本条約に関連したプログラムを世界中で展開しています。本条約の政策と研究関連発行物への掲載のため、あなたの研究成果を提出することも可能です。

5. 文化的多様性のための国際基金（IFCD）に申請しましょう

条約を実践しましょう。IFCDに申請することにより、革新的なプロジェクトを企画し、共同資金調達のために公共及び民間セクターから支援を受けられ、あなた自身の国の文化に投資する特別な機会を得られることができます。また、IFCDから恩恵を受けているクリエイターや組織が構成する広大なネットワークに参加できます。

6. IFCDの募金活動を企画しましょう

文化的多様性のための国際基金（IFCD）を通じて、発展途上国におけるプロジェクトの後援、アーティスト及び文化の専門家のための資金調達コンサートや展覧会の開催を企画しましょう。

7. 今すぐ貢献しましょう

ユネスコの活動を支援して、発展途上国におけるダイナミックなクリエイティブ・セクターの未来のために変化を起こしましょう。ユネスコ事務局は多彩なパートナー達と共に、国際社会と関係のある課題に共に取り組んでいます。この条約の目的を達成し、国連の持続可能な開発目標に貢献するために、加盟国、国際組織、開発機関、民間セクター及び個人が財政的支援や専門知識を提供しています。

「生きた文化と芸術は多くのリスクを伴うビジネスです。しかし、リスクを冒さなければ創造や革新はあり得ません。だからこそ、芸術的な研修プログラムを増やしたり、アーティストが自ら生み出す作品から確実に利益が得られるようにする法的な枠組みを改善し、民間及び公共セクターがより一層、創造性に投資する必要があるのです。」




フォレスト・ウィテカー

翻訳：坪井ひろ子／前島美知子／亀田夢子／神戸大学国際文化学部・国際人間科学部 坂井一成教授指導生／吉田礼子

Published in 2018

by the United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization (UNESCO)
Culture Sector, 7 place de Fontenoy, 75352 Paris 07 SP, France

© UNESCO 2018 

This publication is available in Open Access under the Attribution-ShareAlike 3.0 IGO (CC-BY-SA 3.0 IGO) license (<http://creativecommons.org/licenses/by-sa/3.0/igo/>). By using the content of this publication, the users accept to be bound by the terms of use of the UNESCO Open Access Repository (www.unesco.org/open-access/terms-use-ccbysa-en). This price covers actual costs for printing and distribution. There is no profit motive.

The designations employed and the presentation of material throughout this publication do not imply the expression of any opinion whatsoever on the part of UNESCO concerning the legal status of any country, territory, city or area or of its authorities, or concerning the delimitation of its frontiers or boundaries.

The ideas and opinions expressed in this publication are those of the authors; they are not necessarily those of UNESCO and do not commit the Organization.

Graphic design and cover design: Corinne Hayworth

Infographics: infographic.ly & Corinne Hayworth

Facts and figures have been taken from *ReShaping Cultural Policies: Advancing creativity for development* (UNESCO, 2017).

Photos copyrights:

Cover, p. 2, 13, 16, 26 and 28 © Eddy Ilunga Kamuanga, *Circuit Board Paintings*

p. 4 © Courtesy Aida Muluneh, Ethiopia and David Knut Projects, *The Departure*, 2016, Ethiopia

p. 7 © Antoine Tempé, *Thelma & Louise*, from the series [re-]Mixing Hollywood by Antoine Tempé and Omar Victor Diop, 2013, Côte d'Ivoire/France

p. 8 © Creative Commons, license under CC-BY-SA - Kër Thioassane/SlideMedia, 2016, Senegal • Audrey Azoulay: © UNESCO/Christelle Alix, 2018, France

p. 10 © Byeong Sam Jeon. Photographed by Heon Han, Republic of Korea

p. 12 © Victor Ehikhamenor, *Child of the Sky*, 2015, Nigeria • Chimamanda Adichie: © Wani Olatunde

p. 17 © Ebtisam Abdulaziz/The Third Line, *Women's Circles*, 2010, United Arab Emirates • Deeyah Khan: © Geir Dokken

p. 18 © JR-art.net, courtesy of Agence VU, Action dans la Favela Morro da Providência, *Arbre, Lune, Horizontale*, Rio de Janeiro, 2008, France

Barbados: © Chiharu Shiota, *Accumulation-Searching for the Destination*, 2015, photo by Sunhi Mang • Guatemala: © Ed Jansen, Mariska de Groot, Dieter Vandoren - *Shadow Puppet*, 2013, the Netherlands, Flickr • Colombia: © Leandra Jasa, Fundacion Teatro Argentino de la Plata • Pakistan: © Asim Waqif, *Prototype for Control*, 2013-2014 • Viet Nam: Ansh Kapoor Sculpture © Andym5855/Flickr.com, 2009 • Mauritius: © Ed Jansen, Arne Quinze - *Violette Uur, 23-3-12 [close-up]*, 2012 • Senegal: © International Fund for Cultural Diversity, Kër Thioassane, 2014

p. 20 © Karl Ahnee, 2016, Mauritius

p. 23 © Emanuele Cidonelli, *Recreatales*, 2017, Burkina Faso

p. 24 © nickgentry.com, *Opus*, 2013, United Kingdom

p. 27 © Creative Commons, license under CC-BY-SA - Gage Skidmore, Wikimedia Commons

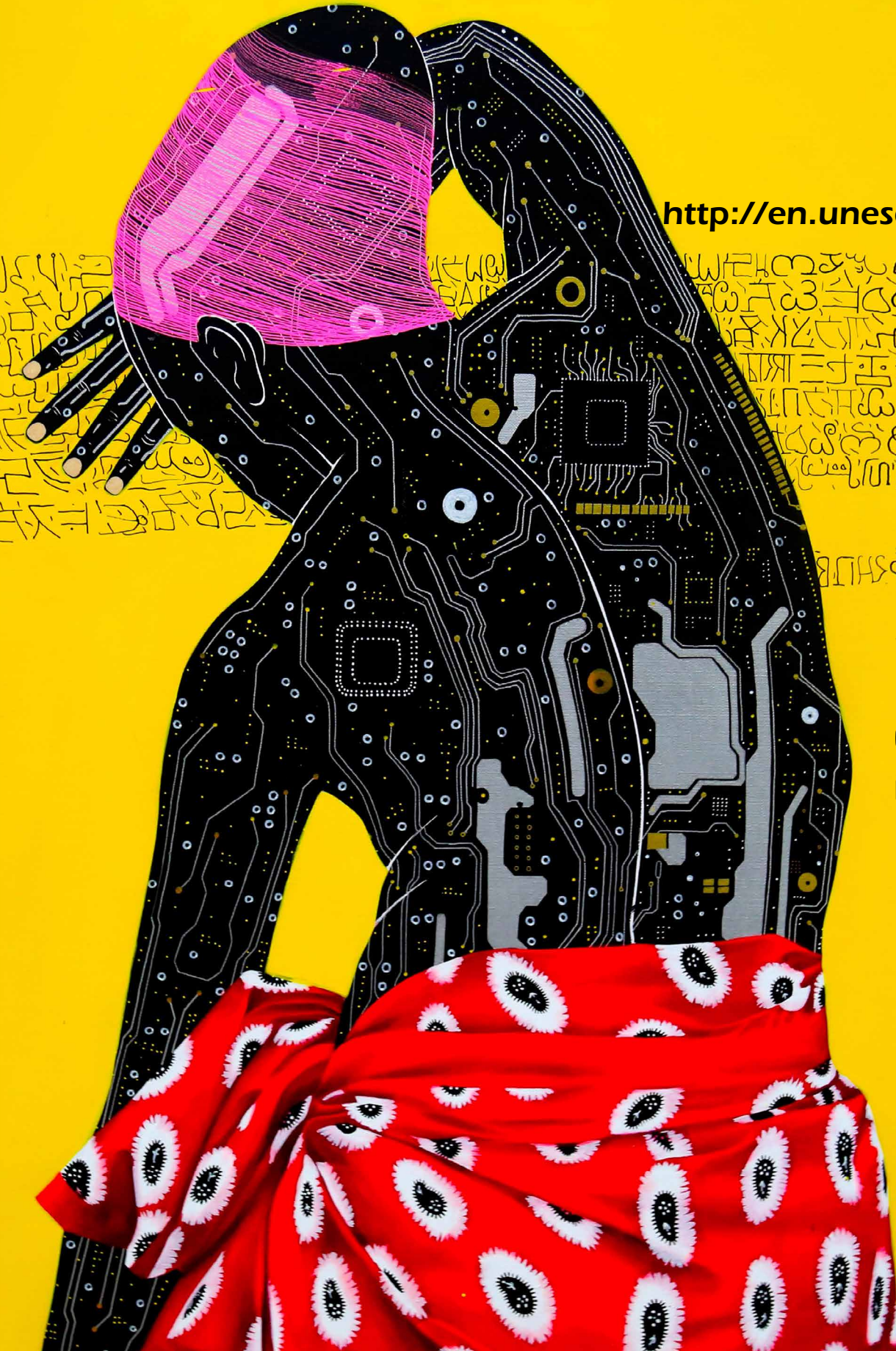


United Nations
Educational, Scientific and
Cultural Organization



Diversity of
Cultural Expressions

<http://en.unesco.org/creativity>



@UNESCO #supportcreativity



www.facebook.com/unesco



www.youtube.com/unesco



www.instagram.com/unesco



convention2005@unesco.org